

KUCA 設置変更承認申請書の重複申請について

1. 変更申請の経緯

現行の KUCA 原子炉設置変更承認申請書には、
試験研究の用に供する原子炉等の設置、
運転等に関する規則（以下、「規則」という）第 14 条の 3 のとおり適切な防護措置を採っ
ている。この規則第 14 条の 3

その一方で、現在の KUCA 燃料保有量は

そこで、
管理の効率化・合理化を行
い、更なる防護措置の強化を図りたいと考えている。

防護区分変更のためには 設置
変更承認申請書の記載を 変更する必要がある
、現在ご審議頂いている KUCA 低濃縮化に関する設置変更承認申請と並行、
または承認の目処がついた段階で最終的な承認前に本変更申請をご審議頂きたく、重複申
請として申請させて頂きたいと考えている。

2. 重複申請における主な変更点

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に
おいて、本文中の「試験研究用等原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備」に記載
されている燃料体の最大挿入量、貯蔵能力、年間予定使用量の記載の変更を行う。添付 8
についても本文との整合が取れるよう、燃料体の最大挿入量、貯蔵量に関する記載を変更
し、更にこれに伴って、代表炉心の削除を行う。添付 10 についても同様に、代表炉心の
削除に伴う変更・削除を行う。

以上